

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
文書 行政局
課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………	(地域医療課)	1
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	1
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	(維持管理防災課)	2
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	6
○令和3年度及び令和4年度において競争入札に参加する者に必要な資格等……………	(建設管理課)	16
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………	(都市環境課)	19
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)……………		20
道企業局告示		
○令和3年度及び令和4年度において競争入札に参加する者に必要な資格等……………		20
○令和4年度、令和5年度及び令和6年度において競争入札に参加する者に必要な資格等……………		21
道教育庁教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)……………		22
道警察本部告示		
○特定調達契約に係る入札の公告……………		23

告 示

北海道告示第1号

昭和62年北海道告示第1770号(救急病院及び救急診療所の認定)の一部を次のように改正する。

令和4年1月4日

北海道知事 鈴木直道

札幌市の項社会医療法人禎心会札幌禎心会病院の事項中「平成33.12.31」を「令和

和 6.12.31」に改める。

小樽市の項小樽掖済会病院の事項中「平成33.12.31」を「令和 6.12.31」に改める。

旭川市の項医療法人仁友会北彩都病院の事項中「平成33.12.31」を「令和 6.12.31」に改める。

帯広市の項 J A 北海道厚生連帯広厚生病院の事項中「平成33.12.31」を「令和 6.12.31」に改める。

苫小牧市の項医療法人社団苫小牧東部脳神経外科の事項中「平成33.12.31」を「令和 6.12.31」に改める。

江別市の項医療法人社団江別やまもと整形外科の事項中「平成33.12.31」を「令和 6.12.31」に改める。

上川町の項中「平成33.12.31」を「令和 6.12.31」に改める。

洞爺湖町の項社会福祉法人北海道社会事業協会洞爺病院の事項中「平成33.12.31」を「令和 6.12.31」に改める。

新ひだか町の項医療法人徳洲会日高德洲会病院の事項中「平成33.12.31」を「令和 6.12.31」に改める。

別海町の項中「平成33.12.31」を「令和 6.12.31」に改める。

羅臼町の項中「平成33.12.31」を「令和 6.12.31」に改める。

北海道告示第2号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和4年1月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。)を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年1月4日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
忠別北	農業用排水施設、区画整理	北海道上川総合振興局
第2兵村	農業用排水施設、区画整理、暗渠排水	北海道オホーツク総合振興局

北海道告示第3号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指

定する予定である。

令和4年1月4日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 目梨郡羅臼町松法町151の5地先（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第4号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和4年1月4日

北海道知事 鈴木直道

浦河栄丘地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡	町	字	地番	標柱番号
浦河郡	浦河町	昌平町	218番	1
同	同	同	51番1	2
同	同	同	同	3
同	同	同	同	4
同	同	同	同	5
同	同	同	同	6
同	同	同	53番2	7

同 同 同 67番9 8

北海道告示第5号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年1月4日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
滝の下沢川（Ⅱ－93－0330）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町末広（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
左1の沢川（Ⅱ－93－0340）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町末広（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
末広中央川（Ⅱ－93－0350）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町末広（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ボンマビロ1の沢川（Ⅰ－93－0360）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町末広（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ボンマビロ左2の沢川（Ⅰ－93－0370）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町末広（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ポンマビロ2の沢川（Ⅰ-93-0380） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町末広（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 末広1の沢（Ⅱ-93-0390） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町末広（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 左1の沢川（Ⅱ-93-0410） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町床潭（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 1号川（Ⅰ-93-0440） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町床潭（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 博物館の沢川（Ⅱ-93-0460） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町愛冠（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 博物館下の沢川（Ⅱ-93-0470） (2) 土砂災害警戒区域の表示	厚岸郡厚岸町愛冠（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 国泰寺の沢川（Ⅰ-93-0480） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町湾月1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 玉沢の沢川（Ⅱ-93-0520） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町有明1丁目、愛冠（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 玉沢の沢川北の沢（Ⅱ-93-0521） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町有明1丁目、愛冠（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小野の沢川（Ⅰ-93-0540） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町有明2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 有明工場の沢川（Ⅰ-93-0550） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町梅香1丁目、湾月2丁目、有明1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 神社の沢川（Ⅰ-93-0560）
--	--

(2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町湾月2丁目、梅香1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 大場の沢川（Ⅰ－93－0570） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町湾月2丁目、梅香1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西村の沢川（Ⅱ－93－0700） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町奔渡6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 奔渡3の沢川（Ⅱ－93－0710） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町奔渡7丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小師の沢川（Ⅱ－93－0750） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町乙幌、来別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 永田の沢川（Ⅱ－93－0760） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町苫多（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号	池谷内の沢川（Ⅱ－93－0770） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町苫多、尾幌（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 柿崎の沢川（Ⅱ－93－0780） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町門静2丁目、太田宏陽（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山根の沢川（Ⅱ－93－0790） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町宮園2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 住の江2の沢川（Ⅰ－93－0800） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町住の江2丁目、住の江3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 清水の沢川（Ⅱ－93－0820） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町苫多（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 高田の沢川（Ⅱ－93－0830） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町苫多（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
--	---

- 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
佐藤の沢川（Ⅱ－93－0840）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町苫多（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
梶原の沢川（Ⅰ－93－0850）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町上尾幌（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ポンプ座の沢川（Ⅱ－93－0860）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町上尾幌（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
有明三の沢川（Ⅲ－93－002）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町愛冠、有明1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
有明四の沢川（Ⅲ－93－003）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町筑紫恋、有明1丁目、有明2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
苫多（9－14－426）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町苫多、沖万別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 地滑り
- 35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
住の江（9－15－427）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町住の江2丁目、住の江3丁目、住の江4丁目、山の手2丁目、山の手3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
奔渡町（9－16－428）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町奔渡6丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ピリカウタ（9－17－429）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町床潭、末広（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 38(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
梅香町（9－21－499）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町梅香1丁目、梅香2丁目、奔渡5丁目、奔渡6丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 39(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
苫多1（〈3〉－9－662－662－0001）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町苫多、沖万別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 40(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
カマダ川（Ⅱ－91－0080）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

白糠郡白糠町茶路（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 41(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 シカリカップ1の沢川（Ⅰ－91－0200） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白糠郡白糠町石炭崎、岬三丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 42(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 稲田の沢川（Ⅱ－91－0280） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白糠郡白糠町庶路、庶路基線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 43(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 白糠東3条北1丁目2（Ⅰ－9－76－2797） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白糠郡白糠町東三条北一丁目、石炭崎（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 44(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小鳥の森（9－1－413） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白糠郡白糠町東三条北一丁目、東三条北二丁目、東三条北三丁目、東三条北四丁目、東二条南一丁目、東三条南一丁目、石炭崎（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 45(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 刺牛（9－2－414） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白糠郡白糠町チカヨップ、庶路、庶路西五線、刺牛、刺牛三丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 46(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号	上茶路2（9－4－416） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白糠郡白糠町上茶路、上茶路基線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 47(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 住吉1（9－5－417） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白糠郡白糠町上庶路、庶路、パナアンソーポコマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 48(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 住吉2（9－6－418） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白糠郡白糠町庶路、パナアンソーポコマナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 49(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 石炭岬（〈3〉－9－668－668－0009） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白糠郡白糠町刺牛、刺牛一丁目、刺牛二丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 50(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 左股1（〈3〉－9－668－668－0018） (2) 土砂災害警戒区域の表示 白糠郡白糠町上茶路、上茶路東一線北（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り （「次の図」は省略し、その図面を北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第6号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災
--	--

害特別警戒区域として指定する。

令和4年1月4日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
幌万別左の沢（Ⅱ－93－0400）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町末広（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
幌万別1の沢（Ⅱ－93－0420）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町床潭、末広（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
筑紫恋1の沢川（Ⅱ－93－0450）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町筑紫恋（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
黒田の沢川（Ⅱ－93－0500）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町湾月1丁目、湾月2丁目、愛冠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
石原の沢川（Ⅱ－93－0720）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町奔渡7丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
糸魚沢川2の沢（Ⅱ－93－0730）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町糸魚沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
住の江1の沢川（Ⅰ－93－0810）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町住の江2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
太田岡一号沢川（Ⅲ－93－004）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡厚岸町光荣（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚岸門静2（Ⅰ－9－105－2826）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

厚岸郡厚岸町門静 1 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸宮園町 4 （I - 9 - 106 - 2827） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町宮園 1 丁目、宮園 2 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸宮園町 5 （I - 9 - 107 - 2828） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町宮園 2 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸住の江町 1 （I - 9 - 108 - 2829） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町山の手 1 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸住の江町 4 （I - 9 - 109 - 2830） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町山の手 2 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸住の江町 5 （I - 9 - 110 - 2831） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町住の江 2 丁目、住の江 3 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸住の江町 6 （I - 9 - 111 - 2832） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町住の江 2 丁目、住の江 3 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸梅香町 1 丁目 2 （I - 9 - 116 - 2837） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町梅香 1 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸湾月町 1 丁目 1 （I - 9 - 119 - 2840） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町湾月 1 丁目、愛冠（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
--	--

厚岸湾月町1丁目2（I-9-120-2841） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町湾月1丁目、愛冠（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸湾月町2丁目1（I-9-121-2842） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町湾月2丁目、湾月3丁目、梅香1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸湾月町2丁目5（I-9-122-2843） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町湾月2丁目、梅香1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸有明町3（I-9-123-2844） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町有明1丁目、有明2丁目、梅香1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸愛冠1（I-9-124-2845） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町愛冠（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸愛冠2（I-9-125-2846） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町愛冠（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸筑紫恋5（I-9-126-2847） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町筑紫恋（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸末広1（I-9-127-2848） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町末広（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸小島（I-9-128-2849） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町小島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
---	--

次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸別寒辺牛糸魚沢（Ⅱ－9－98－2192） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町糸魚沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸苫多1（Ⅱ－9－99－2193） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町苫多（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸苫多2（Ⅱ－9－100－2194） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町苫多（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸苫多3（Ⅱ－9－101－2195） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町苫多（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸門静3（Ⅱ－9－102－2196）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町門静1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸門静4（Ⅱ－9－103－2197） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町門静1丁目、白浜2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸白浜町1（Ⅱ－9－104－2198） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町白浜2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸白浜町2（Ⅱ－9－105－2199） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町白浜3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸宮園町3（Ⅱ－9－106－2200） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町宮園2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	---

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸住の江町2（Ⅱ－9－107－2201） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町山の手1丁目、山の手2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸奔渡町6丁目1（Ⅱ－9－108－2202） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町奔渡6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸奔渡町6丁目2（Ⅱ－9－109－2203） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町奔渡6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸奔渡町7丁目2（Ⅱ－9－111－2205） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町奔渡7丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸奔渡町7丁目4（Ⅱ－9－112－2206） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町奔渡6丁目、奔渡7丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸湾月町1丁目3（Ⅱ－9－113－2207） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町湾月1丁目、愛冠（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸湾月町2丁目2（Ⅱ－9－114－2208） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町湾月2丁目、梅香1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸湾月町2丁目3（Ⅱ－9－115－2209） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町湾月2丁目、梅香1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸湾月町2丁目4（Ⅱ－9－116－2210） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	--

厚岸郡厚岸町湾月2丁目、梅香1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸湾月町2丁目6（Ⅱ－9－117－2211） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町湾月1丁目、愛冠（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸有明町1（Ⅱ－9－118－2212） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町有明1丁目、梅香1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸筑紫恋1（Ⅱ－9－119－2213） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町愛冠、筑紫恋（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸筑紫恋2（Ⅱ－9－120－2214） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町筑紫恋（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸筑紫恋3（Ⅱ－9－121－2215） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町筑紫恋（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸筑紫恋6（Ⅱ－9－122－2216） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町筑紫恋（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸床潭1（Ⅱ－9－123－2217） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町床潭（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸床潭2（Ⅱ－9－124－2218） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町床潭（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
---	---

厚岸幌万別（Ⅱ－９－125－2219） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町床潭（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸末広 2（Ⅱ－９－126－2220） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町末広（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸末広 3（Ⅱ－９－127－2221） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町末広（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸末広 4（Ⅱ－９－128－2222） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町末広（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸太田原（Ⅲ－９－94－847） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町太田東、光栄（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸門静 1（Ⅲ－９－95－848） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町門静 4 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸白浜町 3（Ⅲ－９－96－849） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町白浜 3 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸宮園町 1（Ⅲ－９－97－850） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町宮園 3 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸宮園町 2（Ⅲ－９－98－851） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町宮園 2 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
--	--

次の図のとおり 62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸住の江町 3 (Ⅲ - 9 - 99 - 852) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町山の手 2 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸奔渡町 7 丁目 1 (Ⅲ - 9 - 100 - 853) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町奔渡 7 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸奔渡町 7 丁目 3 (Ⅲ - 9 - 101 - 854) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町奔渡 7 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸湾月町 2 丁目 7 (Ⅲ - 9 - 102 - 855) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町湾月 2 丁目、愛冠、有明 1 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸有明町 2 (Ⅲ - 9 - 103 - 856)	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町有明 1 丁目、梅香 1 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸有明町 4 (Ⅲ - 9 - 104 - 857) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町愛冠、有明 1 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸有明町 5 (Ⅲ - 9 - 105 - 858) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町愛冠、有明 1 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸有明町 6 (Ⅲ - 9 - 106 - 859) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町愛冠、筑紫恋、有明 1 丁目 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 厚岸筑紫恋 4 (Ⅲ - 9 - 107 - 860) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡厚岸町筑紫恋 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	--

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 刺牛3の沢川（Ⅱ－91－0260） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白糠郡白糠町刺牛、刺牛三丁目、庶路（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白糠東3条北2丁目（Ⅰ－9－77－2798） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白糠郡白糠町東三条北二丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白糠岬2丁目（Ⅰ－9－78－2799） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白糠郡白糠町石炭崎、岬一丁目、岬二丁目、岬三丁目、泊（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白糠刺牛2丁目（Ⅰ－9－79－2800） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白糠郡白糠町刺牛、刺牛三丁目、庶路（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白糠東3条北3丁目1（Ⅱ－9－40－2134） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白糠郡白糠町東三条北二丁目、東三条北三丁目、石炭崎（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白糠東3条北3丁目2（Ⅱ－9－41－2135） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白糠郡白糠町東三条北三丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白糠刺牛3丁目（Ⅱ－9－43－2137） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白糠郡白糠町刺牛、刺牛三丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 白糠タンタカ（Ⅱ－9－257－2433） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 白糠郡白糠町タンタカ、茶路東二線、カリソ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
--	--

北海道告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に令和2年北海道告示第815号に基づき道に申請して令和3年度及び令和4年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

令和4年1月4日

北海道知事 鈴木直道

第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類

令和3年度及び令和4年度において道が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第4号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、2の表の定めるところにより、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、A等級をA1又はA2に区分する。

1 契約の種類に応ずる資格及び調達をする特定役務の種類

契約の種類	資格の種類	調達をする特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計

地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測量の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	

2 工事予定価格に応ずる等級区分

種類 等級	一般土木工事		舗装工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
	区分								
A	A1	10,000万円 以上	6,000万円 以上	10,000万円 以上	2,000万円 以上	2,500万円 以上	7,000万円 以上	6,000万円 以上	5,500万円 以上
	A2	25,000万円 未満 7,000万円 以上							
B	7,000万円 未満 3,500万円 以上		6,000万円 未満	10,000万円 未満 4,000万円 以上	2,000万円 未満 700万円 以上	2,500万円 未満 800万円 以上	7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満 3,500万円 以上	5,500万円 未満 2,500万円 以上
	3,500万円 未満			4,000万円 未満	700万円 未満	800万円 未満	3,500万円 未満	3,500万円 未満	2,500万円 未満
C									

（注）A1に区分する者は、技術的難易度の高い工事の施工が可能であり、2以上の総合振興局又は振興局の所管区域において契約履行が可能なものとし、A2に区分する者は、A1に区分する者以外のものとする。

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(4) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。)

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 申請をしようとする月の初日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資 格 の 種 類	建 設 業 の 種 類
一 般 土 木 工 事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業又は解体工事業
農 業 土 木 工 事	
水 産 土 木 工 事	
森 林 土 木 工 事	
舗 装 工 事	舗装工事業
鋼 橋 上 部 工 事	鋼構造物工事業
建 築 工 事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業又は解体工事業
電 気 工 事	電気工事業、電気通信工事業又は消防施設工事業
管 工 事	管工事業、熱絶縁工事業、さく井工事業、水道施設工事業、消防施設工事業又は清掃施設工事業
塗 装 工 事	塗装工事業

道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造 園 工 事	造園工事業

(イ) 資格審査の申請をする日の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

(ウ) 基準日以後に通知を受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

(ア) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号に定める項目

(イ) 技術・社会的審査事項

工事施行成績、表彰（農政部、水産林務部及び建設部の工事等優秀者選考委員会並びに建設管理部工事優良企業選考委員会が選考する表彰に限る。）、働き方改革推進企業認定、高齢継続雇用対策、女性の活躍支援及び障がい者の就労支援、季節労働者通年雇用対策、担い手の確保、人材育成、地域貢献活動等、環境への取組並びに安全・安心への貢献

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 申請をしようとする月の初日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2の(2)から(4)までに規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和4年12月29日及び同月30日並びに令和5年1月3日を除くものとする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

令和4年12月28日（水）まで随時

注 資格を有することとされた者は、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は、3の表に定める申請書類の提出先において交付する。

また、北海道のホームページ（アドレス <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/shikaku.html>）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

なお、提出方法は、原則郵送とする。

資 格 の 種 類	申 請 書 類 の 提 出 先	
	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者
一 般 土 木 工 事	建設部建設政策局 建 設 管 理 課	主たる営業所の所在地を所管する総合振 局 又 は 振 興 局 の 総 務 課
舗 装 工 事		
鋼 橋 上 部 工 事		
建 築 工 事		
電 気 工 事		
管 工 事		
塗 装 工 事		
道路標識設置工事		
機械器具設置工事		
造 園 工 事		
土木施設物の設計		
建 築 物 の 設 計		
地 質 調 査		
技 術 資 料 作 成		
測 量		
道 路 清 掃		
農 業 土 木 工 事	農政部農村振興局 事 業 調 整 課	

水産土木工事	水産林務部総務課	
森林土木工事		
造林		

(注) 次の(1)又は(2)に該当するものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

(1) 主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。）

「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先

(2) 申請書類の提出先が建設部建設政策局建設管理課、農政部農村振興局事業調整課又は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者
建設部建設政策局建設管理課

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

(1) 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から令和5年3月31日までとする。

(2) 共同企業体の場合にあっては、令和4年4月1日（同日以降に資格を有すると認めた旨の通知があった場合は当該通知があった日）から令和5年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

(1) 1の(1)の有効期間を更新しようとする者は、令和4年度に令和5年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

(2) 1の(2)の有効期間を更新しようとする者は、令和4年度に令和5年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（造林を除く。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。

2 当該資格に係る営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者

(2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体

(3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの

(4) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

(5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請をしようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第9 その他

1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。

2 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

北海道告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事

業の事業計画の変更を認可した。 令和4年1月4日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・2・616号屯田・茨戸通（西茨戸工区）） (3) 事 業 施 行 期 間 平成24年5月22日から令和8年3月31日まで (4) 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） 変更なし 2(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・619号石山・穴の沢通及び3・4・620号石山・藤野通） (3) 事 業 施 行 期 間 平成27年9月11日から令和9年3月31日まで (4) 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） 変更なし	(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局告示第2号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和4年1月4日 北海道渡島総合振興局長 鳴海拓史 1 落札に係る物品等の名称及び数量 小型貨物自動車の賃貸借（水産課） 一式（1月当たりの単価） 1台分 2 落札を決定した日 令和3年12月16日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社トヨタレンタリース函館 (2) 住 所 函館市杉並町5番20号 4 落札金額 29,590円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年11月26日付け北海道渡島総合振興局告示第120号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道渡島総合振興局告示第1号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和4年1月4日 北海道渡島総合振興局長 鳴海拓史 1 落札に係る物品等の名称及び数量 乗用自動車 1台（小型貨物自動車1台と交換） 2 落札を決定した日 令和3年12月16日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 ダイハツ北海道販売株式会社 (2) 住 所 札幌市北区新琴似7条11丁目5番28号 4 落札金額 1,276,390円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年11月2日付け北海道渡島総合振興局告示第113号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課	道 企 業 局 告 示 北海道企業局告示第1号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。 なお、既に令和2年北海道企業局告示第21号に基づき道に申請して令和3年度及び令和4年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。 令和4年1月4日 北海道公営企業管理者 佐々木 誠 也 第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類 令和3年度及び令和4年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち令和4

年北海道告示第7号（以下「北海道告示第7号」という。）第1の1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第7号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第7号第1の1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第4号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第7号第1の1の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、北海道告示第7号第1の2の表に定められているとおり、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。 なお、一般土木工事にあっては、A等級をA1又はA2に区分する。 第2 資格要件 1 共通の資格要件 北海道告示第7号第2の1に定められているとおりとする。 2 資格の種類ごとの要件 北海道告示第7号第2の2に定められているとおりとする。 3 資格の種類ごとの要件の特例 北海道告示第7号第2の3に定められているとおりとする。 第3 資格審査の申請の時期及び方法 1 申請の時期 北海道告示第7号第3の1に定められている時期にしなければならない。 2 申請書類の入手方法 北海道告示第7号第3の2に定められているとおりとする。 3 申請の方法 北海道告示第7号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。 なお、道（企業局）との契約における建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。 第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 1 資格の有効期間 北海道告示第7号第4の1に定められているとおりとする。 2 有効期間の更新手続 北海道告示第7号第4の2に定められているとおりとする。 第5 特定調達契約に係る資格	北海道告示第7号第5に定められているとおりとする。 第6 資格の喪失 北海道告示第7号第6に定められているとおりとする。 第7 資格審査の再申請 1 再申請の事由 北海道告示第7号第7の1に定められているとおりとする。 2 再申請の方法 北海道告示第7号第7の2に定められているとおりとする。ただし、第3の3なお書きにより企業局総務課に申請した建設工事共同企業体に係る再申請は企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 第8 資格の喪失事由の届出 北海道告示第7号第8に定められているとおりとする。 第9 その他 北海道告示第7号第9に定められているとおりとする。 第10 資格審査の結果 知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第3の3なお書き及び第7の2ただし書きによる資格審査の結果は、公営企業管理者から通知する。 北海道企業局告示第2号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 令和4年1月4日 北海道公営企業管理者 佐々木 誠 也 第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類 令和4年度、令和5年度及び令和6年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち令和3年北海道告示第713号（以下「北海道告示第713号」という。）第1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第713号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第713号第1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する物品等又は同条第4号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第713号第1の表の右欄に定められているとおりとする。 第2 資格要件 1 共通の資格要件 北海道告示第713号第2の1に定められているとおりとする。
--	--

2 資格の種類ごとの要件 北海道告示第713号第2の2に定められているとおりとする。 3 資格の種類ごとの要件の特例 北海道告示第713号第2の3に定められているとおりとする。 第3 資格審査の申請の時期及び方法 1 申請の時期 北海道告示第713号第3の1に定められている時期にしなければならない。 2 申請書類の入手方法 北海道告示第713号第3の2に定められているとおりとする。 3 申請の方法 北海道告示第713号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。 第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 1 資格の有効期間 北海道告示第713号第4の1に定められているとおりとする。 2 有効期間の更新手続 北海道告示第713号第4の2に定められているとおりとする。 第5 特定調達契約に係る資格 北海道告示第713号第5に定められているとおりとする。 第6 資格の喪失 北海道告示第713号第6に定められているとおりとする。 第7 資格審査の再申請 1 再申請の事由 北海道告示第713号第7の1に定められているとおりとする。 2 再申請の方法 北海道告示第713号第7の2に定められているとおりとする。 第8 資格の喪失事由の届出 北海道告示第713号第8に定められているとおりとする。 第9 その他 北海道告示第713号第9に定められているとおりとする。 第10 資格審査の結果 知事からの通知をもってこれに代えるものとする。	北海道教育庁渡島教育局告示第1号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和4年1月4日 北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) タブレット型パーソナルコンピュータ（A地区） 一式 71台分 (2) タブレット型パーソナルコンピュータ（B地区） 一式 15台分 (3) ノート型パーソナルコンピュータ（C地区） 一式 1台分 (4) ノート・デスクトップ・タブレット型パーソナルコンピュータ（D地区） 一式 25台分 2 落札を決定した日 令和3年11月18日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 富士電機ITソリューション株式会社 イ 住 所 東京都千代田区外神田6-15-12 (2) 1の(2)及び(3) ア 氏 名 株式会社Too札幌 イ 住 所 札幌市中央区大通西8丁目2番地30 (3) 1の(4) ア 氏 名 株式会社栄電社 イ 住 所 檜山郡江差町字本町6番地 4 落札金額 (1) 2,733,500円 (2) 1,408,000円 (3) 280,500円 (4) 2,692,107円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年10月8日付け北海道教育庁渡島教育局告示第86号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号
--	---

北海道教育庁釧路教育局告示第1号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和4年1月4日 北海道教育庁釧路教育局長 相 川 芳 久 1 落札に係る物品等の名称及び数量 マシニングセンタ 一式 2 落札を決定した日 令和3年12月8日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 杉下機械商事株式会社 (2) 住 所 札幌市白石区本通5丁目南3番11号 4 落札金額 21,400,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年11月9日付け北海道教育庁釧路教育局告示第55号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号	80台及び1月当たり 1,515,000枚 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速な点検及び調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 令和4年1月4日（火）から同年2月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道警察本部総務部会計課 5 入札執行の場所及び日時
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和4年1月4日 北海道警察本部長 扇 澤 昭 宏 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 調達をする物品等の名称 デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） イ 調達台数及び調達予定数量	ア 申 請 の 時 期 令和4年1月4日（火）から同年2月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道警察本部総務部会計課 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)
- (2) 入 札 日 時 令和4年2月25日(金)午後2時10分(送付による場合は、同月24日(木)午後5時までに必着)
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道警察本部のホームページ(<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>)においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
有効な入札をした者のうち、全ての入札金額(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)の制限の範囲内であり、かつ、入札書記載の入札総価額(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価に調達予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低であるものを落札者とする。
なお、1枚当たりの入札金額(単価)に1円未満の計算単位である銭(円の100分の1をいう。)を用いても差し支えない。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2242
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of 80 copying machines

included maintenance and supply of consumer goods. Paper and Staple is not included.

B Bid tendering date and time : 2 : 10 P.M., February 25, 2022

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 24, 2022)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2242